

# 八潮市防災基本条例 Q & A

## Q1 「八潮市防災基本条例」って、何ですか？

防災対策は、自らのことは自らが守るという意識を持って取り組む「自助」を基本とし、地域において互いに助け合う「共助」、市が実施する災害予防や減災対策などの「公助」が連携し、実施することです。そのためには、市民、事業者及び市が、それぞれの責務と役割を主体的に果たし、相互に連携を図りながら、協力して実施しなければなりません。

八潮市防災基本条例では、これらを基本理念とし、防災に関する基本的な事項を規定した条例です。

## Q2 なぜ、「八潮市防災基本条例」をつくる必要があったのですか？

東日本大震災の教訓を生かし、市民や事業者などの防災に関する意識の醸成を図り、自助・共助・公助が連携することの重要性を再認識するとともに、市民や事業者、自主防災組織、災害ボランティアなどと連携した防災対策を、より一層推進するため八潮市防災基本条例を制定しました。

## Q3 八潮市自治基本条例との八潮市防災基本条例の関係はどうなっているのですか？

八潮市自治基本条例は、市政運営の基本理念や市民と行政によるまちづくりの基本的なルールを定めたものです。また、他の条例、計画などを策定する際の原則を定めており、「自治体の憲法」とも言われております。

八潮市自治基本条例第 11 条では、危機管理として、「市長は、災害その他の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対し、迅速に対応することができるよう体制の整備を図るとともに、総合的かつ長期的な対策を講じなければならない」と定められています。

このことから、八潮市防災基本条例は、八潮市自治基本条例を踏まえて制定しました。

#### Q4 八潮市地域防災計画との違いは何ですか？

八潮市防災基本条例は、防災対策に関する基本理念と基本的な事項を規定したものです。

これに対して、八潮市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、八潮市防災会議が策定した防災対策の根幹になる計画であり、市、市民、事業者、防災関係機関などが実施すべき事務や業務、役割などを具体的に規定した総合的な計画です。

八潮市地域防災計画の策定・修正については、八潮市防災基本条例の基本理念を踏まえて実施します。

#### Q5 八潮市防災基本条例には、どんな特徴があるのですか？

事業者の責務として、災害時には、従業員を一時的に事業所に留めるなどの事業者の帰宅困難者対策を努力義務として規定するとともに、災害時であっても、事業を継続または再開できるような体制を整備することについても努力義務として規定しました。

また、東日本大震災では、性別による役割の固定化や避難所における女性への配慮不足との意見が多く聞かれたことから、「男女双方の視点」や「多様な意見の把握」について規定し、女性の参画を推進しています。

さらに、災害時には、災害時要援護者を始め、性別、年齢、生活習慣などの違う方が被災することから、防災に関する計画の策定や災害時における避難所での生活、復旧・復興活動などに、様々な主体の意見を反映させ、運営するよう努めることを規定しました。

#### Q6 八潮市防災基本条例には、具体的な対策が規定されていませんが、なぜですか？

八潮市防災基本条例は、基本理念を示し、防災に関する基本的な事項を規定しています。

具体的な対策については、八潮市防災基本条例を踏まえ、八潮市防災会議で策定する八潮市地域防災計画や個別計画・各種マニュアルで規定します。

## Q7 自助・共助・公助って何ですか？

### ●自助とは

自分の安全は自分で守ることが、防災対策の基本です。自分で、自分自身や家族を守ることは災害に対する基本的な行動であり、その行動を自助と言います。

### ●共助とは

災害発生直後の公的な支援は皆無であり、広域的な災害では、救助活動などが十分に行えないことも考えられます。このような場合、警察や消防などが現場に到着するまでは地域の人々の助け合いが必要であり、この考え方を共助と言います。

### ●公助とは

警察、消防、市町村、都道府県などの行政、電気・ガス・水道など人の生活の基盤となるサービスを提供する公共機関が、災害支援活動を実施することを公助と言います。

## Q8 災害って何を想定していますか？

八潮市防災基本条例では、地震、暴風、豪雨、洪水、竜巻その他異常な自然現象や大規模火災などを災害としています。

## Q9 災害に備えるためには、何を準備したらいいですか？

防災対策の基本は、自らのことは自らが守る「自助」です。そのため、災害が発生した場合は、あわてずに適切な行動をとり、自分や家族の安全を確保しなければなりません。

また、災害に備え、日頃から集合場所や連絡方法などを家族で話し合っておく必要があります。具体的な災害対策としては、次のようなものが挙げられます。

### 【自助の具体例】

- ① 避難の経路、場所及び方法についての確認
- ② 家族との連絡方法の確認

- ③ 飲料水、食糧等生活必需品の備蓄
- ④ 家具等の転倒防止

#### Q10 事業者が行う帰宅困難者対策って、何をすればいいの？

一般的に、帰宅距離 10km 以内は全員「帰宅可能」とし、10km を超えると「帰宅困難者」が現れ、これ以降 1 km 距離が伸びるごとに 10% ずつ帰宅困難者が増加し、20km 以上は全員が「帰宅困難」になると言われています。

事業者は、混乱を避けるため、従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員が帰宅困難者とならないようあらかじめ準備をしておく必要があります。

##### 【事業者の帰宅困難者に対する支援例】

- ① 従業員等を施設内に待機させる
- ② 従業員等の 3 日分の食糧等を備蓄する
- ③ 大規模な集客施設、駅等の利用者に休憩所や食糧等を提供する
- ④ その他帰宅支援に関して必要なこと

#### Q11 備蓄に関する規定がありますが、具体的に、何がどのくらい備蓄されていますか？

ここでいう必要な物資とは、食糧や飲料水をはじめ、肌着、トイレットペーパーなどの生活必需品全般を指します。

また、物資を確保する際は、男性・女性の性別や障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦など、様々な方が被災することを想定して、計画的に備蓄する必要があります。

本市では現在、食料や飲料水、毛布、仮設トイレなど最低限必要になる物資を備蓄しています。食料の備蓄量は、被災者を約 7,500 人と想定し、2 日分を確保しています。

#### Q12 避難所の運営にあたって配慮することって、何ですか？

具体的な内容については、八潮市地域防災計画で検討することとなりますが、主なものとしては、次の事項が考えられます。

**【避難生活に対する配慮】**

- ① 災害時要援護者に対する配慮
- ② 性別の違いに対する配慮
- ③ 年齢に対する配慮（乳幼児や子どもなどがある世帯等）
- ④ ペットのいる世帯に対する配慮
- ⑤ けが人や病人への配慮

**Q13 八潮市と既に災害時協定を締結しているところがありますか？**

協定を締結する目的は、災害の発生時における災害応急対策の迅速かつ的確な実施です。この協定締結により、事業者などとの連携・協力体制の整備などが図られ、地域防災力の強化が期待されます。

**【協定を締結している主な自治体】**

- ① 埼玉県内市町村間協定
- ② 足立区、葛飾区との協定
- ③ 5市1町（草加市・越谷市・三郷市・吉川市・松伏町）との協定

**【既に協定を締結している主な民間事業者との内容（18協定）】**

- ① 食料・飲料水に関するもの
- ② 救援に関するもの
- ③ 避難所に関するもの